

令和7年度第11回総会（月例）議事録

日 時	令和8年1月28日（水） 午前10時開会
場 所	中央公民館地下 第2中会議室
出席委員 （19名）	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 内 たみ子 奥 賢一 押領司 美和子 黒沢 佐和美 國生 謙 迫 智子 鳥丸 俊秀 中村 敬志 浜田 春義 林 大史 平原 隆一 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美
欠席委員 （0名）	
事務局	事務局長 種村 主 幹 竹之内 支局主任 山崎、陣ヶ尾、小山田、山下、川島、小村、田代、栗須 専門員 東中川、高山、吉満、折田、渡邊、福元 主 査 迫、上崎 主 任 指宿、山口、矢崎、米倉、真方 主 査 遠矢
農政総務課	
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積等促進計画に関する件 6 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 8 地域計画に係る意見書に関する件
報告事項	1 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 2 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 3 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 4 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 5 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第11回総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員数について報告いたします。 19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、國生委員、福永委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題5.「農用地利用集積等促進計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～4 ページ 13件	
議 長	議題1. 「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。 番号1号、申請事由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、20年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 番号2号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	ご報告します。 番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号4号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。
11番委員	ご報告します。 番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号6号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、10番委員お願いします。
10番委員	ご報告します。 番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、桜島、6番委員お願いします。
6番委員	ご報告します。 番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、喜入、17番委員お願いします。

17番委員	<p>ご報告します。 番号9号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、従来より本市において10年以上の営農経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。 番号10号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号11号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について事務局から補足説明します。</p>
松元支局	<p>当該地は6人の共有名義になっており、譲渡人及び譲受人はそれぞれ6分の1を所有しており、譲渡人の持分6分の1を譲受人に贈与し、譲受人の持分は6分の2になります。当該地は譲受人の自宅に隣接しており、譲受人が50年以上耕作、管理をしているため、新規就農には該当しません。 以上です。</p>
議長	<p>次に、郡山、3番委員お願いします。</p>
3番委員	<p>ご報告します。 番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 2. 農地法第 4 条許可申請に関する件	
5 ページ 1 件	
議 長	次に、議題 2. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。 松元、16 番委員お願いします。
16 番委員	ご報告します。 番号 1 号、用途・施設：通路 7.62 m ² 、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…宅地、西…別件 5 条申請地、南…私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第 4 条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第 3 種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題 2. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」1 件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題 3. 農地法第 5 条許可申請に関する件	
6 ページ～8 ページ 1 1 件	
議 長	次に、議題 3. 「農地法第 5 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、12 番委員お願いします。
12 番委員	ご報告します。 番号 1 号、用途・施設：駐車場 488.29 m ² 、倉庫兼事務所 1 棟 171.00 m ² 、庭敷地 324.76 m ² 、法面 117.00 m ² 、転回場等 193.00 m ² 、周囲の状況及び被害防除計画：東…里道、西・南…市道、北…原野、雑種地、境界…ブロック積、L 型擁壁、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、谷山、14 番委員お願いします。

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、住家1棟98.24㎡、庭敷地等102.76㎡、東…宅地、西・北…渡人畑、南…市道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、宅地分譲4区画1,010.00㎡、東…市道、西…雑種地、南…農道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>申請地は昭和35年頃に譲渡人の親が必要な手続きを経ずに、自宅を建築していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号4号、貸駐車場150.00㎡、転回場等173.00㎡、東…他人畑、西…宅地、南…市道、北…山林、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、住家1棟160.88㎡、庭敷地等122.12㎡、東・北…里道、西…他人畑、南…他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、住家1棟138.08㎡、庭敷地等356.92㎡、東…里道、西…渡人畑、宅地、雑種地、南…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、住家1棟78.07㎡、庭敷地等419.93㎡、東…市道、西・南・北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、コインランドリー2棟115.80㎡、洗車場70.00㎡、駐車場287.00㎡、通路等888.20㎡、東…県道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…油水分離槽、分離柵、賃貸借権。</p> <p>番号9号、宅地分譲4区画969.10㎡、東…私道、別件4条申請地、西…宅地、他人畑、南…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、宅地分譲2区画804.00㎡、東・北…市道、西・南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、郡山、3番委員お願いします。
3番委員	ご報告します。 番号11号、住家1棟66.24㎡、庭敷地等165.57㎡、東…市道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題3、「農地法第5条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題4. 非農地認定に関する件 9ページ～10ページ 5件	
議 長	次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。 番号1号、調査結果：通路として24年経過、現況道路。 番号2号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	ご報告します。 番号3号、調査結果：杉、孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、松元、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。 番号4号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。

議 長	次に、郡山、3番委員お願いします。
3番委員	ご報告します。 番号4号、調査結果：倉庫1棟、12年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」5件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題5. 農用地利用集積等促進計画に関する件 別冊資料2 20件	
議 長	次に、議題5.「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料2です。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。 38ページから39ページにつきましては、19番委員自身が、46ページから47ページにつきましては、1番委員自身が、申請人となっている案件でございます。 従いまして、19番委員、1番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 まず、19番委員におかれましては、離席をお願いします。 (19番委員離席後) 38ページから39ページにつきまして、事務局から説明をお願いします。

<p>事 務 局</p>	<p>19番委員の議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 別冊資料2の3ページをご覧ください。 番号30から33の農地中間管理権の設定等を行う者が議事参与の対象になっております。 現況は畑4筆で、面積は18,593.00㎡、貸借期間は令和8年3月31日から令和18年3月30日、契約期間は10年、権利の種類は使用貸借権となっております。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、38ページから39ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積等促進計画に関する件」38ページから39ページにつきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、19番委員におかれましては、ご着席をお願いします。1番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(19番委員着席、1番委員離席後)</p> <p>46ページから47ページにつきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>1番委員の議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 別冊資料2の4ページをご覧ください。 番号41の利用権の設定等を受ける者が議事参与の対象になっております。 現況は田1筆で、面積は509.00㎡、令和8年3月31日から令和18年3月30日、契約期間は10年、権利の種類は使用貸借権となっております。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、46ページから47ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積等促進計画に関する件」46ページから47ページにつきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、1番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。</p> <p>(1番委員着席後)</p> <p>審議に戻ります。 残りの18件及び先ほどの2件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議題5.「農用地利用集積等促進計画に関する件」について先程の分も含めまして説明します。 令和8年3月31日から契約開始予定の農用地利用集積等促進計画になります。</p> <p>審議していただく案件は、一括契約が20件になります。 1ページをご覧ください。集計表になります。 賃貸借権25筆、20,735.00㎡、使用貸借権28筆、38,173.00㎡となっております、合計20件、53筆、58,908.00㎡です。 2ページから4ページが令和8年3月31日から契約開始予定の一覧表になります。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、5ページから59ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積等促進計画に関する件」18件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p>

議題 6. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 3 5 件	
議 長	次に、議題 6. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 3 です。 伊敷、18 番委員お願いします。
18 番 委 員	ご報告します。2 ページです。 3. 変更後の用途、建築条件付土地 4. 現況、申出地は、犬迫町横井原地区にあり、伊敷支所から西へ約 5. 8 km に位置し、東・南側は他人畑、西側は市道、北側は渡人畑に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。
議 長	次に、吉田、10 番委員お願いします。
10 番 委 員	ご報告します。6 ページです。 3. 変更後の用途、一般住宅 4. 現況、申出地は、東佐多町五反田地区にあり、吉田支所から北東へ約 2. 1 km に位置し、東・南・北側は用悪水路、西側は用悪水路・渡人田に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。
議 長	次に、松元、16 番委員お願いします。

1 6 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建築条件付土地</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町馬渡地区にあり、松元支所から北東へ約3.2kmに位置し、東・北側は渡人畑、西側は渡人畑・宅地、南側は市道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>次に、14ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町馬渡地区にあり、松元支所から北東へ約3.2kmに位置し、東側は渡人畑、西・南側は市道、北側は宅地に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>次に、18ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建築条件付土地</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町伏野地区にあり、松元支所から東北東へ約3.2kmに位置し、東・南側は他人畑、西側は市道、北側は渡人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>審議に入ります前に、只今傍聴者が1名いらっしゃいましたのでご報告いたします。</p> <p>傍聴人におかれましては、鹿児島市農業委員会会議規程第11条の規定に基づき、定められた場所で傍聴し、議長の指示に従っていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「3番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、3番委員どうぞ。</p>

3 番 委 員	6 ページの吉田の分ですが、道路に全然面していないのですが、用悪水路に橋か何かを付けるのでしょうか。
吉 田 支 局	該地は、周囲に水路が巡っておりますが、隣接しているのは50cm幅の水路で、市道に接しておりますので、そこに蓋をして出入りをするということです。
3 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」5件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題7. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 別冊資料3 1件	
議 長	次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。 松元、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	ご報告します。22ページです。 3. 変更後の用途、茶工場、倉庫及び農業用車両置場 4. 現況、申出地は、直木町椿山地区にあり、松元支所から南南西へ約2.5kmに位置し、東・南側は宅地、西側は他人畑、北側は他人畑・宅地に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、変更後の用途は茶工場、倉庫及び農業用車両置場であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

議題 8. 地域計画に係る意見書に関する件 別冊資料 4 2 件	
議 長	次に、議題 8. 「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 4 です。 農政総務課から説明をお願いします。
伊敷農林事務所 長 (伊敷支局主任)	伊敷農林事務所から説明します。 別冊資料 4 の 3 ページをお開きください。 犬迫町 (川路山、横井原) の地域計画の主な変更内容です。 1. 地域農業の将来の在り方や担い手への集積状況等。 区域内の農用地等面積が 60.1ha から 60.0ha へ減少しています。 現状の集積率が 7.1% から 7.4% へ増加しています。担い手への集積が図られたためです。 2. 目標地図 犬迫町 8842 の担う者が決まっている農地の耕作者名の変更 犬迫町 10675-1 の農地の対象区域からの除外 地域計画案が 5 ページから 11 ページにあります。お目通しをお願いいたします。 以上です。
松元農林事務所 長 (松元支局主任)	松元農林事務所から説明します。 別冊資料 4 の 4 ページをお開きください。 石谷・福山 (畑) の地域計画の主な変更内容です。 1. 地域農業の将来の在り方や担い手への集積状況等。 区域内の農用地等面積が 66.2ha から 65.4ha へ減少しています。 現状の集積率が 82.9% から 83.7% へ増加しています。担い手以外が利用する農地の除外によるものです。 2. 目標地図 石谷町 1177-1 ほか 3 筆を農地の対象区域から除外しております。 地域計画案が 12 ページから 16 ページにあります。お目通しをお願いいたします。 以上です。

議	<p data-bbox="363 159 395 192">長</p> <p data-bbox="448 159 1406 232">ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p data-bbox="467 286 772 320">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p data-bbox="421 374 1485 448">議題８．「地域計画に係る意見書に関する件」２件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p data-bbox="448 544 903 618">議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
---	--

報 告 事 項	
1. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 11ページ～13ページ 11件	
2. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 14ページ～17ページ 10件	
3. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 18ページ～19ページ 3件	
4. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 20ページ～26ページ 9件	
議 長	次に、報告事項1「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項2「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項4「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。
事 務 局	11ページをお開き下さい。 報告事項1 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は11件です。 登記地目別では、田11筆、7,263.00㎡、畑11筆、6,891.45㎡、他（現況農地）11筆、2,131.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が10件、その他が1件、権利の種別は、所有権が11件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が9件となっております。 12ページから13ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、14ページをお開き下さい。 報告事項2 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係は、届出がありませんでした。 第5条関係では、上から順に一般住宅が8件、共同住宅が1件、駐車場1件、合計10件となっております。 15ページから17ページは、5条関係10件の内容です。お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、18ページから19ページをお開き下さい。 報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。 喜入地区で2件、松元地区で1件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。

事務局	<p>次に、20ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。</p> <p>これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権5件、18筆、16,911.00㎡、使用貸借権4件、6筆、3,966.00㎡、合計9件、24筆、20,877.00㎡です。</p> <p>21ページから26ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>5. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について</p> <p>別冊資料5 118件</p>	
事務局	<p>報告事項5 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料5 ご覧下さい。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計118筆、82,287㎡の非農地判断を実施しております。</p> <p>実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時37分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事務局	<p>・令和7年度第12回総会（月例）開催日時は、 2月27日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時40分）</p>